

田無第三中学校周辺エリア構想検討懇談会傍聴要領

第 1 趣旨

この要領は、田無第三中学校周辺エリア構想検討懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第 2 傍聴者の定員

懇談会の傍聴者の定員は、原則として 5 人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。

第 3 傍聴者の決定

会議を傍聴しようとする者は、田無第三中学校周辺エリア構想検討懇談会傍聴人名簿に氏名等を記入しなければならない。

- 2 傍聴者は、会議開催予定時刻の 15 分前から先着順で決する。ただし、会議開催予定時刻の 15 分前における傍聴希望者が第 2 で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴者を決する。

第 4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 録音機、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第 6 の規定により撮影又は録音することにつき、座長の許可を得た者を除く。
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

第 5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等の会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすきの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

第 6 撮影等の許可

傍聴者は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

第 7 職員の指示

傍聴者は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第 8 傍聴者の退場

傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第9 違反に対する措置

座長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月16日から施行する。